# 原子力施設にかかる自主点検作業の 適切性確保に関する総点検の最終報告書

平成15年3月24日日本原燃株式会社

# 目 次

1	. はじめに	• 1
2	.調査・点検体制	• 1
3	. 自主点検作業の適切性調査	• 2
	3 . 1 調査内容 ************************************	• 2
	3 . 2 調査結果 ************************************	• 3
	3 . 3 記載上の不備 ************************************	• 4
4	. 社内体制および不正防止対策の点検 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
	4.1 点検内容 ************************************	• 4
	4 . 2 点検結果 ************************************	• 5
5	. 今後の取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
<	別紙一覧 >	
	別紙 - 1 総点検の実施体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	別紙 - 2 自主点検作業において対象とする主要な設備について ********	
	別紙 - 3 調査対象記録類の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
	別紙 - 4 記載上の不備について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	別紙 - 5 自主点検作業に係る社内規定類の点検結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
	別紙 - 6 社内規定類に基づく自主点検作業の遵守状況確認結果 *******	
	別紙 - 7 過去の不正防止対策の取組み状況 ************************************	1 7
	別紙 - 8 「東京電力株式会社の調査報告書の再発防止対策」に対する当社	
	の取組み状況 ************************************	1 9
<	参考>	
	これまでの総点検に係る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1

#### 1.はじめに

平成 14 年 8 月 30 日付け原子力安全・保安院長文書「原子力施設にかかる 自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」を受け、当社は 9 月 20 日に「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書」 を原子力安全・保安院長へ提出した。これに基づき、操業施設であるウラン濃 縮工場、使用済燃料受入れ・貯蔵施設、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター および低レベル放射性廃棄物埋設センターにおける、自主点検作業に係る以 下の 2 項目について調査・点検を開始した。

自主点検作業が適切に実施されていること(自主点検作業の適切性調査) 自主点検作業が適切に実施され得る十分な社内体制および不正防止対策 が確立されていること(社内体制および不正防止対策の点検)

上記8月30日付け文書および引き続き出された9月26日付け原子力安全・保安院長文書「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の今後の進め方について」並びに当社計画書に基づき調査・点検を進め、11月15日に「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の中間報告書」を原子力安全・保安院長へ提出した。

今般,全ての調査・点検が終了したことから,その結果について中間報告時の結果も含め,最終報告書としてとりまとめた。

#### 2.調査・点検体制

総点検を実施するにあたって,客観的な調査・点検を行うために平成14年9月9日に副社長(安全担当)を主査とし,事業部に属さない役員より構成する「サイクル施設総点検調査委員会(以下,「調査委員会」)」を設置した。実務を遂行する下部組織として「サイクル施設総点検 WG(以下,「WG」)」を設置し,その中に「自主点検作業の適切性調査」を行う適切性調査チームと,「社内体制および不正防止対策の点検」を行う社内体制点検チームを置いた。WGおよびその下のチームは,自主点検作業に直接関係しない部署である安全技術室,経営企画室,安全管理部\*等の所属員により構成した。

総点検実施体制を別紙 - 1に示す。

\*:平成15年1月1日付組織改正により組織名変更

#### 3. 自主点検作業の適切性調査

- 3 . 1 調査内容
- (1)調査範囲

対象施設

操業中のウラン濃縮工場,使用済燃料受入れ・貯蔵施設,高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターおよび低レベル放射性廃棄物埋設センターとする。

#### 対象作業

以下の自主点検作業とする。

- a. 施設定期検査に係る自主点検作業
- b. 施設定期自主検査に係る自主点検作業
- c. 自主点検作業(主要な設備(別紙-2参照)を対象)

低レベル放射性廃棄物埋設センターにおいては,施設定期検査および施設定期自主検査に該当する検査がないことから a.および b.項は対象外となる。一方,廃棄物埋設に関する確認が原子炉等規制法第五十一条の六第一項に定められているので,このうち操業中の埋設設備に係る自主点検作業(以下,「施設確認」)を c.項に含め取り扱う。

保修・改造工事に係る自主点検作業については,「主要な設備」以外であっても設工認(変更)申請を行ったものは全て調査の対象とする。

#### 対象期間

過去 10 年間に遡って調査を行う。具体的には平成 4 年度から 14 年度までとし、操業開始が平成 4 年度以降の施設は操業開始以降を調査範囲とする。また、現在取替え済みの設備であっても、対象期間中の自主点検作業については調査範囲に含める。

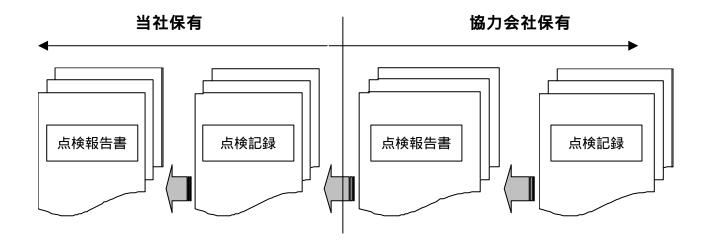
ただし,所定の保存期限のもとに処分されている記録は,対象外とする。

なお,平成11年度から13年度までおよび平成14年度の一部は,中間報告書により報告済みである。

#### (2)調査方法

#### 調査対象記録の収集

本調査の対象となる当社および協力会社保有の全ての記録類(点検記録, 点検報告書(工事報告書を含む))を収集する。協力会社の記録類について は,原本またはコピーを協力会社から取り寄せ,当社調査チームが直接調 査にあたる。



#### 具体的な調査の進め方

記録類の具体的な調査は,以下の項目について行う。

- a. 各記録を照合し,記録間の矛盾および必要な情報の削除等の有無を確認する。
- b. 原子炉等規制法に照らして,必要な手続きが行われているかどうかを 調査する。(設工認(変更)申請,技術基準等に反していないか)
- c. 原子炉等規制法および保安院長等通達による軽微な故障等の報告基準 に基づく国への報告が確実に行われているかどうかを調査する。

上記 a.から c.の確認の結果,疑義・問題点等が発見された場合は,関係者に聞き取り調査等を実施し厳正に評価する。

調査にあたっては,適切性調査チームリーダーの下に1チーム2人構成のチームを中間報告までは11チーム,その後は10チームを編成するとともに,施設毎の現場調査責任者および調査責任者を置いた。

また,調査委員会のメンバーが調査に立ち会い(延べ7回),客観的かつ 適切な調査が行われていることを確認した。

#### 3.2 調査結果

調査を行った記録類は 1,811 件であった (中間報告時 840 件)。これら記録類の施設毎,点検種類毎,年度毎の内訳を別紙 - 3 に示す。

点検報告書と点検記録を照合した結果,記録類の改ざんはなく,自主点検の結果や評価に問題はなかった。

また、点検作業に係る許認可手続き上の不備、国への報告義務違反は認められなかった。

以上のとおり、不正および不正の恐れは発見されなかった。

#### 3.3 記載上の不備

調査過程において記載ミス,記載漏れなどの記載上の不備が見出された。 その状況について別紙 - 4に示す。

#### 4. 社内体制および不正防止対策の点検

#### 4 . 1 点検内容

#### (1) 自主点検作業に関わる社内体制の点検

当社の操業施設は,品質保証の国際規格 ISO9002:1994 に適合した品質保証活動を実施し,外部審査機関による認証を取得しているので,この規格に基づき自主点検作業を適切に実施する社内体制が構築されているかを下記手順により点検した。

品質保証の国際規格 ISO9002:1994 から,自主点検作業を行う場合に要求される品質保証上の要求事項を抽出する。

抽出された要求事項に対して,どのようなルールが必要かをチェックするポイントを洗い出す。

チェックポイントに関連する自主点検作業に係る社内規定類の有無を確認する。

国際規格 I SO9002:1994 の要求事項が, 社内規定類に適切に盛り込まれていることを確認する。

3.1項記載の各対象施設,各対象作業ごとに実際の自主点検作業を抜き取り,これらが上記により抽出した社内規定類に基づき適切に実施されていることを記録類から確認する。

#### (2) 不正防止対策の点検

キャスクデータ改ざん問題等社内外で発生した事故,トラブル,不祥事等の教訓反映策として,当社が実施している対策のうち,不正防止に効果があると思われるものを抽出する。

抽出した対策が現在も継続され有効であるかを確認する。

東京電力株式会社における今回の問題に関連した再発防止策について, 当社へ反映すべき不正防止対策を検討する。

#### 4.2 点検結果

#### (1) 自主点検作業に関わる社内体制の点検

自主点検作業に係る社内規定類は,国際規格 ISO9002:1994 に従って整備されていた。また,対象施設,対象作業ごとに至近の自主点検作業 14 件を抜き取り,それぞれの作業が社内規定類どおり適切に実施されているかについて文書,帳票,記録類の調査および聞き取りにより確認を行った。

その結果,調査した全ての自主点検作業が社内規定類どおり実施されており,問題ないことを確認した。

これらの点検結果を別紙 - 5 , 6 に示す。

#### (2) 不正防止対策の点検

キャスクデータ改ざん問題等の教訓を反映して,当社が実施してきた対策について現状確認をした結果,それら対策は不正防止策に一定の効果があることを確認した。以下に主な取組み状況を示す。

- ・「日本原燃行動憲章」により、社員の行動規範(モラルの確立、社会ルールの遵守など)について定着を図っている。また、今回の問題等を契機に一部見直しを行い、役員の率先垂範、責任の明確化を図った。
- ・ 「社長目安箱」を設置し,当社の企業体質や業務遂行について意見・ 提案がある場合には,社員が直接社長に伝えられるようにしている。
- ・ 外部審査機関により ISO9002:1994 に基づく定期的な監査を受け, 社内規定類の遵守状況について審査を受けている。 点検結果を別紙 - 7 に示す。

これまでに公開された東京電力株式会社の報告書より不正防止にかかる原因と対策について当社への反映を検討した。その結果,東京電力株式会社における対策は,これまで当社が取り組んできた諸活動にて概ね実施していることを確認した。

点検結果を別紙 - 8に示す。

#### 5.今後の取組み

自主点検作業において,不正および,法令違反等の重大な問題は見出されなかったこと,不正防止に関連する当社の対策が実施されていること,東京電力株式会社の対策についても当社において概ね実施されていることを確認した。

今後は,外部に開かれた会社,風通しのよい会社を志向し,「日本原燃行動 憲章」に沿った企業風土の醸成を目指して,これまでの活動を継続するとと もに更なる充実のために以下の活動を行っていく。

企業倫理に関する問題点を社内外から直接経営層に伝えることができる ダイレクトライン(相談窓口)を平成15年6月目途に設置する。

「日本原燃行動憲章」の更なる浸透に向けて,日々の諸活動を通じ充実・ 強化する。

当社の企業活動全般における行動規範について,社外の意見を聴き,社会から信頼される企業を目指すため,「行動規範に係る有識者会議」を3月 12日に設置した(3月17日第1回開催)。今後,定期的に実施し,会議での意見等は当社事業運営の検討に資することとする。

さらに自主点検作業の適切性調査で見出された記載上の不備について要因を分析し,その再発防止策として記録の確認方法および記録様式の改善に着手した。また,今後,教育の実施等により管理職も含めて意識改革を行うこととする。改善効果の確認は,社内の定期監査で行うこととする。

以上

### 総点検の実施体制

#### サイクル施設総点検調査委員会

主查 : 猪股 代表取締役副社長 安全担当】

副主查 : 松本 代表取締役副社長

委員 : 石井 常務取締役 経営企画室担任 (原価管理,経理)】

委員 : 赤間 常務取締役 「広報渉外室担任」 委員 : 松尾 常務取締役 「経営企画室担任」

委員 : 松岡 取締役 安全技術室担任 安全)】

事務局 : 安全技術室

# サイクル施設総点検WG

主查 : 安全技術室 安全技術部長

委員 : 経営企画室 企画部長

委員 : 濃縮事業部 濃縮計画部長

委員 : 濃縮事業部 安全管理部 品質保証担当部長\*

委員: 埋設事業部 埋設計画部長委員: 埋設事業部 安全管理部長\*

委員 : 再処理事業部 再処理計画部長

委員 : 再処理事業部 品質保証担当部長\*

事務局 : 安全技術室

適切性調査チーム

社内体制点検チーム

リーダー

安全技術室 放射線管理部長

リーダー

埋設事業部 安全管理部長\*

\*: 平成 15 年 1 月 1 日付組織改正により組織名変更

#### 自主点検作業において対象とする主要な設備について

#### < ウラン濃縮工場 >

- ・カスケード設備,UF。処理設備などの濃縮施設
- ・排気用モニタ,非常用 DG などの安全上重要な施設

#### < 使用済燃料受入れ・貯蔵設備 >

- ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン、燃料取扱装置などの使用済燃料を取扱う設備
- ・プール水冷却系,補給水設備などの安全上重要な施設

#### <高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター>

- ・受入れ建屋天井クレーン、ガラス固化体検査室天井クレーンなどのガラス固化体受入れ設備
- ・貯蔵建屋床面走行クレーン,貯蔵ピットなどのガラス固化体貯蔵設備

#### <低レベル放射性廃棄物埋設センター>

- ・一時貯蔵建屋天井クレーン,埋設クレーンなどの廃棄体取扱設備
- ・埋設設備

### 調査対象記録類の内訳

総数 1811件 (中間報告時:840件)

#### a.ウラン濃縮工場 (平成 4年 3月操業開始)

点検作業 年度	作業 施設定期検査に係る 施設定期自主検査に係る 自主点検作業 <sup>* 2</sup> 自主点検作業 <sup>* 3</sup>		自主点検作業
平成 4 年度	1	11	55
平成 5 年度	•	10	51
平成 6 年度	•	13	76
平成7年度	•	12	57
平成8年度	•	12	51
平成 9 年度	•	19	83
平成 10 年度	•	19	109
平成 11 年度* 1	•	17 (17)	99 (98)
平成 12 年度* <sup>1</sup>	17 (17)	20 (20)	113 (112)
平成 13 年度* <sup>1</sup>	17 (17)	32 (32)	137 (134)
平成 14 年度* <sup>1</sup>	18 ( 0)	31 (16)	123 (67)
合計*1	52 (34)	196 (85)	954 (411)

- \* 1:中間報告時の件数を ( )内に再掲。なお,自主点検作業 (平成 11~13 年度)の件数の増加は,主要な設備以外で設工認申請を行った保修・改造工事を対象に加えたことによる。各自主点検作業 (平成 14 年度)の件数の増加は,前述の増加に加え,中間報告以降に作成または提出された記録を調査したことによる。
- \* 2:平成 11 年加工規則改正により施設定期検査が導入のため, それ以前は該当する検査なし。
- \* 3:平成 11 年加工規則改正により施設定期検査が導入のため,それ以前は改正前保安規定第 29 条に示す 試験及び検査項目」
  対象とした。

#### b.使用済燃料受入れ·貯蔵施設 (平成 11年 12月操業開始)

点検作業 年度	施設定期検査に係る 自主点検作業	施設定期自主検査に係る 自主点検作業	自主点検作業
平成 11 年度* 1	0 * 2	1 (1)	25 (25)
平成 12 年度* 1	9 (9)	4 (4)	35 (34)
平成 13 年度* <sup>1</sup>	9 (9)	4 (4)	29 (28)
平成 14 年度* 1	9 (9)	4 (4)	23 (7)
合計*1	27 (27)	13 (13)	112 (94)

- \* 1:中間報告時の件数を ( )内に再掲。なお,自主点検作業 (平成12~13年度)の件数の増加は,主要な設備以外で設工認申請を行った保修・改造工事を対象に加えたことによる。自主点検作業 (平成14年度)の件数の増加は,前述の増加に加え,中間報告以降に作成または提出された記録を調査したことによる。
- \* 2:使用済燃料受入れ・貯蔵施設は平成11年12月操業開始のため,該当する検査なし。

#### c.高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター (平成 7年 4月操業開始)

点検作業 年度	施設定期検査に係る 自主点検作業	施設定期自主検査に係る 自主点検作業	自主点検作業
平成7年度	12	19	19
平成8年度	13	11	20
平成 9 年度	13	11	19
平成 10 年度	13	11	21
平成 11 年度* 1	7 (7)	3 (3)	35 (35)
平成 12 年度* 1	6 (6)	3 (3)	32 (32)
平成 13 年度* 1	4 (4)	3 (3)	28 (28)
平成 14 年度* 1	4 (0)	4 (1)	30 (3)
合計*1	72 (17)	65 (10)	204 (98)

<sup>\* 1:</sup>中間報告時の件数を()内に再掲。なお,各自主点検作業(平成14年度)の件数の増加は,主要な設備以外で設工認申請を行った保修・改造工事を対象に加えたこと,中間報告以降に作成または提出された記録を調査したことによる。

#### d.低レベル放射性廃棄物埋設センター (平成 4年 12月操業開始)

点検作業 年度	施設定期検査に係る 自主点検作業 <sup>* 2</sup>	施設定期自主検査に係る 自主点検作業 <sup>* 2</sup>	自主点検作業
平成 4 年度			3
平成 5 年度			9
平成 6 年度			9
平成7年度			9
平成8年度			9
平成9年度			12
平成 10 年度			12
平成 11 年度* 1			16 (16)
平成 12 年度* 1			13 (13)
平成 13 年度* 1			17 (17)
平成 14 年度* 1			7 (5)
合計*1			116 (51)

<sup>\* 1:</sup>中間報告時の件数を()内に再掲。なお,自主点検作業(平成 14 年度)の件数の増加は,中間報告以降に作成または提出された記録を調査したことによる。

<sup>\* 2:</sup>低レベル放射性廃棄物埋設センターは対象外。

# 記載上の不備について

今回の総点検において,改ざんなどの不正の恐れは発見されなかったが,記載上不備な事項が見出された。その内容は下表のとおりである(中間報告時の件数・箇所数を()内に記載)。

なお,これらの一部については,記録様式を見直す等の改善を既に実施している。

		ウラン 濃縮工場	使用済燃料 受入れ・ 貯蔵施設	高レベル 放射性 廃棄物 貯蔵管理 センター	低レベル 放射性廃 棄物埋設 センター	合 計
. 今回調査した記録類(件)		1202	152	341	116	1811
		(530)	(134)	(125)	(51)	(840)
. 記載上の不備 ( 箇所 )		457	52	61	21	591
		(145)	(41)	(35)	(16)	(237)
	記載ミス	217 (58)	22 (17)	18 (10)	8 (7)	265 (92)
内		92	19	29	8	148
	記載漏れ	(50)	(15)	(20)	(7)	(92)
訳		50	5	0	3	58
	資料添付漏れ	(26)	(3)	(0)	(2)	(31)
		98	6	14	2	120
	記録様式の不備	(11)	(6)	(5)	(0)	(22)

記載ミス:読み取りや聞き取り違いによる記載ミスや記録から報告書への転記ミス

記載漏れ:記録類に記載されるべき事項の記載漏れや捺印漏れ

資料添付漏れ:記録類に添付されるべき資料の添付漏れや本来添付されるべきもので

ないものが添付

記録様式の不備:記録様式に一部誤解を招くような不備

以 上

### 自主点検作業に係る社内規定類の点検結果(1/4)

#### a . 施設定期検査に係る自主点検作業 [ 低レベル放射性廃棄物埋設センターは対象外 ]

	社	内規定類の整備状	況
社内規定のチェックポイ		使用済燃料	高レベル放射性
ント	ウラン濃縮工場	受入れ・	廃棄物貯蔵管理
		貯蔵施設	センター
施設定期検査に係る規定			
類を定めているか。			
施設定期検査の記録に係る規定類を定めているか			
	ント 施設定期検査に係る規定 類を定めているか。	社内規定のチェックポイント ウラン濃縮工場 ウラン濃縮工場 施設定期検査に係る規定 類を定めているか。 施設定期検査の記録に係	ント ウラン濃縮工場 受入れ・ 貯蔵施設 施設定期検査に係る規定 類を定めているか。

#### b.施設定期自主検査に係る自主点検作業「低レベル放射性廃棄物埋設センターは対象外]

	且に係る日土忠快F来[WV			
		社	内規定類の整備状	況
ISO9002:1994 の	社内規定のチェックポイ		使用済燃料	高レベル放射性
要求事項	ント	ウラン濃縮工場	受入れ・	廃棄物貯蔵管理
			貯蔵施設	センター
4.2 品質システム	施設定期自主検査に係る			
4.2.3 品質計画	規定類を定めているか。			
4.9 工程管理				
4.6 購買	施設定期自主検査の購買			
4.6.1 一般	品に係る規定類を定めて			
	いるか。			
4.6.2 下請負契約	施設定期自主検査の下請			
者の評価	負契約者の評価に係る規			
	定類を定めているか。			
4.6.3 購買データ	施設定期自主検査の購買			
	文書の作成に係る規定類			
	を定めているか。			
4.6.4 購買品の検	施設定期自主検査の購買			
証	品の検証に係る規定類を			
	定めているか。			
4.13 不適合品の	施設定期自主検査の不適			
管理	合管理に係る規定類を定			
	めているか。			
4.14 是正処置・予				
防処置				
4.16 品質記録の	施設定期自主検査の記録			
管理	に係る規定類を定めてい			
	るか。			
<u> </u>	<del></del> .			

# 自主点検作業に係る社内規定類の点検結果(2/4)

### c . 自主点検作業

C . HIMMIN			社内規定類	の整備状況	
ISO9002:1994 の 要求事項	社内規定のチェックポイ ント	ウラン濃縮 工場	使用済燃料 受入れ・ 貯蔵施設	I FR 65 57 19	低レベル 放射性廃棄物 埋設センター
4.2 品質システム 4.2.3 品質計画	自主点検作業に係る規定 類を定めているか。				
4.9 工程管理					
4.6 購買 4.6.1 一般	自主点検作業の購買品に 係る規定類を定めている か。				
4.6.2 下請負契約 者の評価	自主点検作業の下請負契 約者の評価に係る規定類 を定めているか。				
4.6.3 購買データ	自主点検作業の購買文書 の作成に係る規定類を定 めているか。				
4.6.4 購買品の検 証	自主点検作業の購買品の 検証に係る規定類を定め ているか。				
4.13 不適合品の 管理	自主点検作業の不適合管 理に係る規定類を定めて いるか。				
4.14 是正処置・予 防処置					
4.16 品質記録の 管理	自主点検作業の記録に係 る規定類を定めているか。				

# 自主点検作業に係る社内規定類の点検結果(3/4)

# c . 自主点検作業(施設確認) - 1 [低レベル放射性廃棄物埋設センターのみ対象]

ISO9002:1994 の要求事項	社内規定のチェックポイント	社内規定類の 整備状況
4.2 品質システム	検査・試験手順は、施設確認申請書及び埋設規則と整合	
4.2.3 品質計画	を図っているか。	
4.10 検査・試験	埋設設備に対する規定要求事項が満たされていること	
4.10.1 一般	を検証するために検査・試験業務の手順を定めている	
	か'。	
4.10.2 受入検査・試験	搬入製品が規定要求事項に適合していることを検査す	
	るまで、又は他の方法によって検証するまでは、使用し	
	ないことを行っているか。	
4.10.3 工程内の検査・試験	規定された検査・試験を完了するか、又は必要な報告書	
	を受領するまでは、埋設設備に係る操業の次工程への移	
	行を保留しているか。	
4.10.4 最終検査・試験	規定されたすべての検査・試験が実施されていて、かつ	
	その結果が規定要求事項を満たしていることを確認し	
14 1074 - 1747	ているか。	
4.10.5 検査・試験の記録	検査・試験を受けた証拠となる記録を作成し、維持して	
	いるか。	
	定められた合否判定基準に従った検査・試験の合否を記	
	録で明確にしているか。	
	検査・試験に合格しない場合には、不適合品の管理に関	
	する手順を適用しているか。	
	記録には、埋設設備の次工程への引渡しを許可する検査 責任者を明確にしているか。	
4.11	検査・試験で使用する検査,測定及び試験装置を管理し、	
4.11 検査,測定及び試験装   置の管理	校直・武線で使用する検査,測定及び武線表置を管理し、   校正する手順を定めているか。	
4.11.1 一般		
4.11.2 管理手順	- 測定項目及び必要な精度を明確にし、選定しているか。	
4.11.2 自建于顺	あらかじめ定められた間隔又は使用する前に校正し、調	
	整しているか。	
	管理・校正の結果が不満足な場合の処置方法を定めてい	
	高空 (X正の温米が外側には場合の処置が) などにいているか。	
	校正状態を表示するため、識別しているか。	
	点検の範囲及び頻度を定め、管理の証拠として記録を維	
	持しているか。	
	校正基準から外れた場合、過去の検査・試験の結果の妥	
	当性を評価し、文書化しているか。	
	適切な環境条件下で使用しているか。	
	取扱い及び保管には、精度及び使用適合性が維持される	
	ようにしているか。	

# 自主点検作業に係る社内規定類の点検結果(4/4)

# c . 自主点検作業(施設確認) - 2 [低レベル放射性廃棄物埋設センターのみ対象]

ISO9002:1994 の要求事項	社内規定のチェックポイント	社内規定類の 整備状況
4.12 検査・試験の状態	埋設設備について実施した検査・試験の合否の状態を識 別しているか。	
4.13 不適合品の管理 4.13.1 一般	規定要求事項に適合しない埋設設備の管理手順を定め ているか。	
	この手順には、不適合品の識別、隔離、処置及び関係部 門への通知等を規定しているか。	
4.13.2 不適合品の内容確 認及び処置	不適合品の内容確認の責任及びその処置の権限を明確 に規定しているか。	
4.16 品質記録の管理	品質記録の識別,保管,維持及び廃棄のための手順を定めているか。	
	品質記録は、規定要求事項に対する適合性を実証するために維持しているか。	
	品質記録は容易に検索できるように保管し、維持してい るか。	
	品質記録の保管期間を定め、記録しているか。	

# 社内規定類に基づく自主点検作業の遵守状況確認結果

# ウラン濃縮工場

区分	件名	担当課	点検結果
施検査期	H13濃縮度管理インターロック検査	保修課	
施設定期	H13非常用電源設備DG起動検査	運転課	保修課、運転課、施設計画課の自主点検作業について点検した結果、社内規定類どおり実施されており問題はなかった
自主点	H13 RE-1均質ブレンディング設備他点検工事	保修課	
点検	Cウラン貯蔵庫内廃品シリンダ置台等機器移設 工事	施設計画課	

#### 使用済燃料受入れ 貯蔵施設

	文/D/A/AAT文/入16 第1 起加速		
区分	件名	担当課	点検結果
施検 設定 期	第3回ポンプ故障警報検査	保修課 管理課	
施設定期	H14非常用電源設備 DG起動検査	保修課	保修課、管理課、環境管理課の自主点検作業について点検した結果、社内規定類どおり実施されており問題はなかった
自主点	第3回FA天井クレーン点検工事	保修課	
検	再処理モニタリングポスト定期点検(H13年度)	環境管理課	

# 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター

区分	件名	担当課	点検結果
施検 設定 期	H13第7回受入れ設備連動装置検査、動作確認 検査	保修課 管理課	
施設定期	H13冷却空気温度の測定等を行う計測制御設備 校正検査	保修課	保修課、管理課、放射線施設課の自主点検作業に ついて点検した結果、社内規定類どおり実施されて おり問題はなかった
自主点	H13第7回電気設備予備電源用DG点検	保修課	
点検	H14放射線管理設備の修繕	放射線施設課	

# 低レベル放射性廃棄物埋設センター

区分	件名	担当課	点検結果
施食設定期			
施設定検期査			
自主	H13埋設設備 1号施設確認 (内部仕切設備を備えた外周仕切設備他)	土木課	土木課、保修課の自主点検作業について点検した 結果、社内規定類どおり実施されており問題はな
点検	H13 2号埋設クレーン定期点検工事	保修課	かった

# 過去の不正防止対策の取組み状況

(1/2)

	発生年月	プラント名	事象件名	概要	当社の実施事項	取組み状況
	平成 10 年 10 月	原電工事(株)	燃料輸送 容器のデ ータ問題		12月 社長訓示を全社員へ発信 副社長を主査とするデータ改ざん問題の対策検討を行う「輸送容器問題対策会議」	社達「風通しのよい企業風土・文化・体質の醸成について」 - 社会の信頼を得るために - を制定し全社員に周知している。(平成 14年9月)
_				(最の人知, 品質管理) / 品質保証面での不備	職場対話の実施(平成10年10月 1076名,グループ討議形式) 〔主なテーマ〕 今回の不祥事の背景(原因)について 当社を省みての反省点・教訓とすべき事項について 今後の我々がとるべき行動(意識面を含む)について 等 安全確保,地域との信頼関係,情報公開など9項目からなる「日本原燃行動憲章」を制定(平成10年12月)し,社員に行動規範を示すとともに,	「日本原燃行動憲章」を各職場に 掲示し、社員に行動規範を定着させている。また、今回の問題等を 契機に「行動憲章」の一部を見直 し、役員の率先垂範、責任の明確
7					金製造 (平成 10 年12 月) し, 社員に打動成能を示すこともに, 企業としての姿勢 / 決意を社会に表明 (定着化活動) ポスター掲示,職場単位での唱和,経営層からのメッセージ,携帯用小冊子等を作成 企業倫理テキストの作成(平成 11 年 6 月) 役員対話の実施(平成 11 年 11 月~平成 12 年 12 月) 社内研修に「行動憲章」の単位を盛り込む(平成 11 年 4 月~) 行動憲章定着化状況のアンケート(平成 13 年 3 月)	化を図った。(平成 15 年 1 月) 社内研修で「行動憲章」の教育を 継続実施している。
					六ヶ所各事業所において対話月間を実施(平成13年10月~) 品質保証システムの再点検・改善 操業施設を対象にISO9002を取得(平成12年11月) 当社が受注者を管理している状況を安全担当監査により再チェック	国際規格 ISO9002 の定期監査を 年 2 回受審し品質保証システムの 認証を継続している。
	_				取引企業および外注先企業に対して,モラルの維持・向上についての働きかけを実施 情報の流れの円滑化(サークル活動の活性化)	安全推進協議会で協力会社に今回 の問題について情報提供した。

今回の不正防止に効果があると思われる対策を下線で示す。

	発生月日	プラント名	事象件名	概要	当社の実施事項	取組み状況
	平成 9 年 3 月	料開発事業 団	ルト固化 処理施設	処理施設で火災が 発生し,その後火災	〔主な実績(平成 9 ~ 10 年度実施)〕 防災活動の強化 / 充実	「保安防災会議」を通じて施設の 安全に係る事項を審議・決定し ている。
		東海再処理施 設	火災・爆発 事故	可燃性物質が爆発。 問題点として,消火 マニュアルや保安	事故対応策の強化 / 充実 防災関係規定類の制定 / 改定,防災関係設備の充実 など 技術継承策の強化 / 充実	役員への安全に関する教育を実 施した。(平成 14 年 12 月)
				管理体制の不備等が指摘。	図書室の設置,安全技術文書データベースシステムの開設 社会に融和し信頼される安全文化を確立するため「安全文化推進会議」を 設置(平成9年6月) [主な実績] 原子力の危機管理等に関する社員向け安全文化講習会の実施 社内報による活動状況周知	「安全文化推進部会」で , 安全文 化の醸成に努めている。
10	平成 11 年 9 月	JCO 東海事業所	ウラン加 工工場臨 界事故	許可以外の方法に よる高濃縮ウラン の溶解作業により 臨界発生。	保安規定に基づく教育訓練項目の明確化など	「N S ネット」を通じて社外の原子力有 識者による相互評価をウラン濃縮工場 について受審し、運転・保守作業の安 全性、安全文化の醸成等について評価 を得た。(平成 13 年 5 月)
	平成 12年 11月	当社 (使用済燃料 受入れ・貯蔵 施設)		熱交換器切替操作 ミス。操作員の相互 確認不足。		
	平成 13 年 4 月		換気設備 送排風機 一時停止		・ <u>社長目安箱の設置</u> 危機管理講習会の開催 保修部門技術交流会の開催(職場の良好事例の紹介等)	社員を対象に「社長目安箱」を設置(平成14年1月)し 意見や提案 を直接社長に伝える相談窓口を 設けている。

今回の不正防止に効果があると思われる対策を<u>下線</u>で示す。

				(1/2)
		東京電力権		当社
		現状及び問題点	対策	取組み状況
	情報公開	・小さなトラブルでも随時公開を原則としていたが一方通行の情報提供で当社側の都合に基づくものとなっていた。 ・社外モニター制度を設置していたがフィードバックする仕組みが必ずしも確立していなかった。	・立地地域の代表者(自治体,議会,諸 団体など)が参加できる「発電所地域 情報会議」を設置し,社外の方が発電 所運営に関わる仕組みを構築する。	・県内各界の方で構成する「原燃アドバイザー」(5回/年),県内女性で構成する「げんねんレディースモニター」(6回/年)を組織し,当社事業や広報活動等に対する率直なご意見・ご提言を頂く活動を実施しており,今後も継続していく。
品質保証体制の整備		・原子力安全会議(主査:原子力本部長), 指導・助言を求める原子力安全顧問(学 識経験者,当社 OB)等設置していたが安 全中心の議論,審議テーマも本部長の意 向を受けやすい状況にあった。 ・業務管理部の専任職の原子力特別補佐 (部長級)を設置したが牽制機能が働か なかった。	・社外有識者を加えた原子力安全・品質 保証会議に改め審議内容及び結果は 公表する。 ・社長直属の原子力品質監査部を設置 し,責任者は原子力部門以外の社員を 任用する。	・全社的な品質保証活動について経営層他が審議する品質保証会議を年2回開催している。 ・副社長を主査に安全及び品質の観点から安全担当監査を各事業部に実施している。 ・本社機能の六ヶ所移転に伴い経営層,事業部の連携が密になりコミュニケーション向上が見込まれる。
	発電所	・発電所長直属の保安監査部を設置したが 所属社員は本店の業務管理部と兼務で あり十分に牽制機能が働かなかった。	・本店の原子力品質監査部直轄の組織 として品質及び安全管理に関わる監 査を統括する品質監査部を設置し,責 任者は原子力部門以外の社員を任用 する,また,会議への参加,保修作業 現場立会いを自由に行えるものとす る。	・平成 15 年 1 月,運転保守部門とは独立した組織として, 再処理事業部に保安監査部を設置し品質及び労働安全を, また,濃縮及び埋設事業部に安全管理部を設置し品質及び 放射線安全を管理する組織とした。 ・各事業部に品質保証推進会議を設置し定期的に品質保証 活動について審議,報告している。
	その他	・マニュアル類が適正であるか確認する。	・マニュアル類は第三者機関の評価を受ける。	・国際規格ISO9002の認証を取得(平成 12 年 11 月) し,定期的にマニュアル類の外部監査を受けており現運用 を継続する。

_				(2/2)
		東京電力模		当社
		現状及び問題点	対策	取組み状況
	定期検査中の問題箇所への対応	・問題箇所に関する報告が保修部のみになされており対応策の要否が一部の関係者だけで決定されやすい環境にあった。 ・保修部に対する発電所内の牽制機能が十分でなかった。	・請負会社からの報告は保修部及び品質 監査部に報告することを契約書の中 で義務づける。 ・品質監査部は現場調査,保修部の計画 の決定妥当性を審査する。 ・発電部ユニット管理グループは保修 部の計画の適切性を評価する。	・当社社員に加え,社外(協力会社等)も対象とした企業倫理に係る相談窓口(ダイレクトライン)を設置する。(平成 15 年 6 月目途)
90	人材育成と 人材交流	・原子力技術の高度専門性・特殊性から, 人材育成方策,他部門との人材交流が硬 直化していた。 ・原子力部門の組織内外に「かべ」が存在 していた。	・原子力技術者に対する他部門キャリア の機会付与 ・社外からの人材の登用 ・交流異動の実施	・再処理事業では操業に向け,要員の技術力を高めるため, COGEMA 社(仏),核燃料サイクル開発機構(JNC)への派 遺研修や COGEMA, JNC, メーカー等から技術者の受入 れを行っている。 ・本社機能の六ヶ所移転に伴い経営層,事業部のコミュニケ ーションの向上が期待される。
	法令倫理の相談窓口の設置	・既存の業務相談窓口では企業倫理に関する相談の対応が難しい。	・現行の業務相談窓口(法律,知的財産, 税務など)の強化・拡充 ・企業倫理相談窓口(ホットライン)の 設置	・社員を対象に「社長目安箱」を設置(平成 14 年 1 月) し , 意見や提案を直接社長に伝える相談窓口を設けている。 ・当社社員に加え,社外(協力会社等)も対象とした企業倫 理に係る相談窓口(ダイレクトライン)を設置する。(平 成 15 年 6 月目途)
	企業倫理遵守活動	・企業倫理に関して統括する部門が存在しなかった。	<ul><li>・社長直属の企業倫理委員会の設置</li><li>・企業倫理委員会事務局として企業倫理 統括事務局を本店に新設</li><li>・企業倫理に関する行動基準の作成</li></ul>	・日本原燃行動憲章を作成(平成 10 年 12 月)し ,その定着化を図ってきたが ,今回の問題等を契機に一部見直しを行い役員の率先垂範 ,責任の明確化を図った。(平成 15 年 1 月) ・「企業倫理・法令遵守(コンプライアンス)と内部通報制度」について専門家による幹部講習会を実施した。(平成 15 年 1 月) ・行動規範に関し社外のご意見を伺う「行動規範に係る有識者会議」を設置した。(平成 15 年 3 月)

20

# これまでの総点検に係る経緯

(1/2)

	(1/2)
日 付	経緯
(平成 14 年)	・原子力安全・保安院長より「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確
8月30日	保に関する総点検について」( 平成 14・08・30 原院第1号 ) 発信
9月3日	・社達「風通しのよい企業風土・文化・体質の醸成について - 社会の信頼
	を得るために・」を制定公布
9月5日	・点検・修理作業等を委託している主要関係事業者一覧を原子力安全・保安
	院へ提出
9月9日	・総点検を実施する「サイクル施設総点検調査委員会」及びその下に実務を
• • • •	行う「サイクル施設総点検 WG」を設置
9月11日	・第 1 回サイクル施設総点検 WG を開催
9月13日	・第1回サイクル施設総点検調査委員会を開催
9月18日	・第 2 回サイクル施設総点検 WG を開催
	・第2回サイクル施設総点検調査委員会を開催
9月20日	・「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書」を
	原子力安全・保安院長へ提出
9月24日	・第3回サイクル施設総点検 WG を開催
9月25日	・第3回サイクル施設総点検調査委員会を開催
9月26日	・原子力安全・保安院長より「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確
	保に関する総点検の今後の進め方について」( 平成 14・09・25 原院第1号 )
	発信
10月4日	・第4回サイクル施設総点検 WG を開催
10月8日	・第4回サイクル施設総点検調査委員会を開催(「適切性調査チーム」及び「社
	内体制点検チーム」を立上げ)
10月10日	・適切性調査チームによる調査開始
10月16日	・サイクル施設総点検調査委員会メンバーによる適切性調査チーム実施の調
	査への立ち会い
10月18日	・サイクル施設総点検調査委員会メンバーによる適切性調査チーム実施の調
	査への立ち会い(延べ2回実施)
10月24日	・サイクル施設総点検調査委員会メンバーによる適切性調査チーム実施の調
	査への立ち会い
10月30日	・第5回サイクル施設総点検 WG を開催
11月1日	・第5回サイクル施設総点検調査委員会を開催
11月8日	・第6回サイクル施設総点検調査委員会・総点検 WG を合同開催
11月15日	・「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の中間報告
	書」を原子力安全・保安院長へ提出
11月26日	・第7回サイクル施設総点検調査委員会・総点検 WG を合同開催

(2/2)

日付	経緯
(平成 15 年)	・第8回総点検 WG を開催
1月9日	
1月14日	・第8回サイクル施設総点検調査委員会を開催
2月5日	・サイクル施設総点検調査委員会メンバーによる適切性調査チーム実施の調
	査への立ち会い
2月17日	・第9回サイクル施設総点検調査委員会・総点検 WG を合同開催
2月27日	・サイクル施設総点検調査委員会メンバーによる適切性調査チーム実施の調
	査への立ち会い
3月4日	・サイクル施設総点検調査委員会メンバーによる適切性調査チーム実施の調
	査への立ち会い
3月12日	・当社の行動規範に対するご意見を社外有識者の方から広く伺う「行動規範
	に係る有識者会議」を設置
3月13日	・第 10 回サイクル施設総点検調査委員会・総点検 WG を合同開催
3月17日	・第1回行動規範に係る有識者会議を開催
3月24日	・「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の最終報告
	書」を原子力安全・保安院長へ提出

以上